

まちづくり

西蔵町にお住いの皆さまへ 地籍調査事業を行います

地図(地籍図)および地籍簿の作成のため、西蔵町で地籍調査を行います。街区外周(道路などと民有地の境界)での測量の際には立ち合い等のご協力をお願いします。

■実施予定期間 8月～平成31年3月

■問い合わせ 道路課 ☎38-2062

あなたの空き家を活用しませんか 芦屋市空き家活用支援事業補助金

一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を対象に、住宅や事業所、地域交流拠点として10年間以上活用する場合の改修工事費の一部を補助します。

■対象地域 市街化区域内(奥池町・奥池南町・奥山・劔谷・城山を除く区域)

※上記以外の地域は県で同様の補助があります。

■対象住宅 空き家・空き住戸の期間が6カ月以上

■対象経費 活用するための改修に必要な費用

■募集期間 8月1日～11月30日(先着順)

■補助額

対象		一戸建ての住宅	共同住宅の空き住戸
住宅	一般世帯	1,000千円以内 (補助率1/3)	666千円以内 (補助率1/3)
	若年・子育て世代	1,500千円以内 (補助率1/2)	1,000千円以内 (補助率1/2)
事業所型		1,500千円以内 (補助率1/3)	1,166千円以内 (補助率1/3)
地域交流拠点型		5,000千円以内 (補助率1/2)	3,500千円以内 (補助率1/2)

芦屋市 空き家

検索



■問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

健康・福祉・子育て

「所得状況届」の提出をお忘れなく 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当を受給されている人は、「所得状況届」を下記窓口へ提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■提出期間 8月1日～17日までの平日

特別児童扶養手当

20歳未満の中重度障がい以上の児童を養育する人に支給されます。(所得制限あり) 手当の額は、児童1人につき、重度障がい児は月額51,700円、中重度障がい児は月額34,430円です。

■問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043



福祉の増進を図ります 児童扶養手当

8月から全部支給に係る所得制限限度額が引上げになります

12月11日支給分(8月～11月分)から適用されます。8月10日支給分(4月～7月分)は、改定前の限度額により支給します。※一部支給および扶養義務者等所得制限限度額は据え置き

「現況届」・「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出をお忘れなく

児童扶養手当受給資格者の人は「現況届」(8月上旬発送予定)および「一部支給停止適用除外事由届出書」(6月に対象者へ送付済)を下記窓口へ提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■提出期間 8月9日～24日(平日・執務時間内)

※12日(日)・18日(土)は午前10時～午後4時受付

※受給資格者本人が窓口にお越しください。

児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給されます。父または母に重度の障がいがある場合等にも支給されます。(所得制限あり)

■支給期間 18歳になった後の3月31日まで

芦屋市 児童扶養手当

検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

未婚のひとり親の皆さんへ 寡婦(夫)控除のみなし適用

未婚のひとり親に対して、児童手当の所得の計算時に、寡婦(夫)控除のみなし適用することができるようになりました。未婚のひとり親の人は、支給額が変更になる場合があります。

芦屋市 寡婦控除

検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

教育・文化・スポーツ

芦屋の教育をみんなで考えよう! 平成30年度教育トークのご案内

■日時・会場 8月7日(火)

【潮見中学校区】 午前10時～11時45分

潮見中学校ランチルーム

【精道中学校区】 午後1時～2時45分

精道中学校多目的室

【山手中学校区】 午後3時15分～5時

岩園小学校視聴覚室

■内容

「自ら学び考え 心豊かに たくましく生きる力を育てるために」をテーマに、下記3つの話題から1つを選んで話し合います。

◆子どもが自ら学び、たくましく生きる力を育てるために必要な体験とは

◆子どもの自己肯定感をはぐくむために

◆子どもの安全を確保するために

■問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

市政

より開かれた市政を目指して 交際費の自主公開

市長・教育長・消防長・市議会の交際費(支出年月日・金額・種別・支出相手等。病児見舞い等に関する個人名は非公開)を自主公開します。「市交際費自主公開資料閲覧票」に必要事項を記入し、下記へ申請してください。(複写は1枚10円必要)

■公開開始日

◇4月～6月分 7月31日(火)～

◇7月～9月分 10月31日(水)～

◇10月～12月分 平成31年1月31日(木)～

◇1月～3月分 平成31年4月30日(火)～

■公開場所・問い合わせ

◇市長交際費 市長室 ☎38-2000

◇教育長交際費 教育委員会管理課 ☎38-2085

◇消防長交際費 消防本部総務課 ☎38-2095

◇議会交際費 市議会事務局総務課 ☎38-2001

8月13日(月)・14日(火)・15日(水)

市役所本庁舎を閉庁します

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

【開庁する窓口】

北館	1階	市民課	通常業務 (新築等により事前に住居表示の付定手続が必要となる転入等の手続はできません。)
	2階	課税課	証明発行業務のみ
		債権管理課	通常業務
南館		保険課	通常業務
		子育て推進課	こども係 児童手当・児童扶養手当業務のみ 入所係 通常業務
	1階	生活援護課	生活保護係において窓口業務のみ
		地域福祉課	
		障害福祉課	通常業務
		高齢介護課	
東館	1階	水道業務課	
		水道お客様センター	通常業務

節電の取り組みとして、8月13日・14日・15日は、市役所を閉庁(窓口の一部は開庁)します。市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【その他の施設】

通常どおり業務を行います。(ラポルテ市民サービスコーナー・環境処理センター・保健福祉センター・男女共同参画センター・市民活動センターなど) ※市立小・中学校および市立幼稚園(預かり保育・留守家庭児童会含む)は閉鎖

※車でお越しの際は、来庁者用駐車場(南館地下2階)をご利用ください